

建 技 第 331 号

令和2年10月22日

部内各課長 様
部内各出先機関の長 様

交通基盤部建設支援局長

自家警備の試行について（通知）

工事の施工にあたっては、技術者・技能労働者の確保や資機材の調達に加え、交通誘導警備員の確保が重要であります。一部の地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が工事の円滑な施工上の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、令和2年9月14日に開催した「静岡県交通誘導安全対策協議会」において、対応策の一つとして自家警備を試行的に導入することとしました。

については、「自家警備の試行要領」を別添のとおり定めたので、適切な運用をお願いいたします。

記

1 実施資料

自家警備の試行要領及び参考資料
自家警備の試行に関する特記仕様書

2 対象工事

土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）に規定される、一般交通の安全誘導が必要な工事のうち、警備業者の警備員の確保が困難な工事

3 施行日 令和2年10月22日

※試行要領施行日以前に契約し施工中の工事においても、受注者から申し入れがあった場合には、受発注者間の協議の上で適用することも可能

担当：建設技術企画課技術調査班

百瀬、山崎

電話番号：054-221-2131

自家警備の試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、交通誘導員の確保が困難なひっ迫時において、土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）で定められた交通誘導員の配置に対する要件の緩和措置として、「自家警備」による交通誘導を試行的に導入するための必要事項を定めたものである。対象工事は、特記仕様書を添付して発注する。

(用語の定義)

第2条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 自家警備

当該工事を受注した建設業者の従業員が行う交通誘導業務。

(2) 指定路線

警備業法の規定に基づき、静岡県公安委員会が交通誘導警備員Aの配置を要する路線として指定した路線。

(3) 連携警備

交差点、片側交互通行区間等、一般交通の停止等を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備。

(4) 非連携警備

無線機等による交通誘導員の連携を必要としない警備。

(自家警備の従事者)

第3条 受注した工事の一部を下請契約した場合、元請業者の施工現場では元請業者の従業員が自家警備に従事し、下請業者の施工現場では下請業者の従業員が自家警備に従事しなければならない。

(ひっ迫証明)

第4条 交通誘導警備員の確保が困難なひっ迫時の証明方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、交通誘導警備員の確保に努めた結果、やむを得ず必要人数の確保に至らなかった場合には、ひっ迫証明として「自家警備の理由書」を作成して監督員に提出し、承諾を受ける。

(2) 「自家警備の理由書」には、聞取りした警備業者から交通誘導警備員を確保できなかった理由を明記するとともに、第6条の要件を証明する検定合格証明書又は受講証明書の写しを添付すること。

(対象工事)

第5条 自家警備の対象工事は、「指定路線外」かつ「昼間12時間自動車類交通量3,000台未満の路線区間（交通量は最新の全国道路・街路交通情勢調査による）」のうち、

次の（１）、（２）いずれかの交通誘導を行う工事とする。

- （１）非連携警備
- （２）連携警備のうち、交通に及ぼす影響が少ない（交差点を含まない等）区間で実施する交通誘導

（資格要件）

第 6 条 自家警備を行う交通誘導員は、次の（１）、（２）いずれかの要件を満たすものとする。

- （１）交通誘導警備業務検定 1 級又は 2 級合格者
- （２）静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会の受講者

（実施時における留意事項）

第 7 条 自家警備の実施にあたっては、次の（１）、（２）に留意する。

- （１）自家警備を行う交通誘導員は、通行人が他の現場作業員等と判別ができる服装で実施する等、交通誘導に支障をきたすことがないよう努めること。
- （２）自家警備を行う交通誘導員は、第 6 条の要件を証明する検定合格証明書又は受講証明書、及び本人確認書類を現場内で携帯すること。

（費用計上）

第 8 条 自家警備を行う交通誘導員の労務単価は「交通誘導警備員 B」とする。

（試行の検証）

第 9 条 自家警備の有効性や課題を把握するため、試行の検証を行い、検証結果について関係機関で協議する。

- 2 本要領については、必要に応じて適宜見直しを図る。

附 則

- 1 この要領は令和 2 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 本要領の施行日以前に契約し施工中の工事において、第 4 条第 1 号の「自家警備の理由書」の提出の申し出があった場合には、受発注者間の協議の上、必要に応じて本要領を適用することとする。

自家警備の理由書

次の公共工事において交通誘導警備員の確保に努めましたが、警備会社から確保ができませんでした。ついては、やむを得ず自家警備で安全を確保して公共工事を行いますので、理由書を提出します。

1. 工事名：
2. 箇所名：
3. 道路使用の目的：
4. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
5. 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（時間： 時 分～ 時 分）
6. 規制内容：
7. 必要な人員： 名
8. 交通誘導警備員の確保に関する聞取り状況

	日付	時間	警備業者名	担当者	連絡先	確保できなかった理由
1	○月○日	10:00	A 警備 (株)	○○	054-000-0000	人員の不足
2	○月○日	14:00	(株) B	○○	054-000-0000	短期契約では不可（長期契約は可）
3	○月○日	14:30	(株) C	○○	055-000-0000	遠隔地のため対応できない

9. (一社) 静岡県警備業協会への情報提供依頼による聞取りの有無：[有 ・ 無]

10. 自家警備の従事者

	施工業者名	氏 名	資格または受講歴	検定合格証明書または 受講証明書
1	(株) A 建設	○○ ○○	交通誘導警備業務検定 2 級	H29.10.1 静岡県第 000 号
2	(株) A 建設	○○ ○○	○○協会主催の交通安全講習会	R2.12.20 発行
3	(株) B 組			
4	(株) B 組			

※検定証又は受講証の写しを添付します。

受注者
住 所
会社名

(参考様式)

警備業者に関する情報提供依頼

令和 年 月 日

一般社団法人静岡県警備業協会事務局 御中

会社名： _____

代表者名： _____

下記のとおり、工事箇所の交通誘導業務について警備業者3社へ聞取りを行った結果、必要となる交通誘導警備員の人数を確保できませんでした。対応可能な警備業者について情報がありましたら、当社までご提供願います。

記

1. 工事名：
2. 箇所名：
3. 道路使用の目的：
4. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
5. 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
(時間： 時 分～ 時 分)
6. 規制内容：
7. 必要な人員： 名
8. 交通誘導警備員の確保に関する聞取り状況

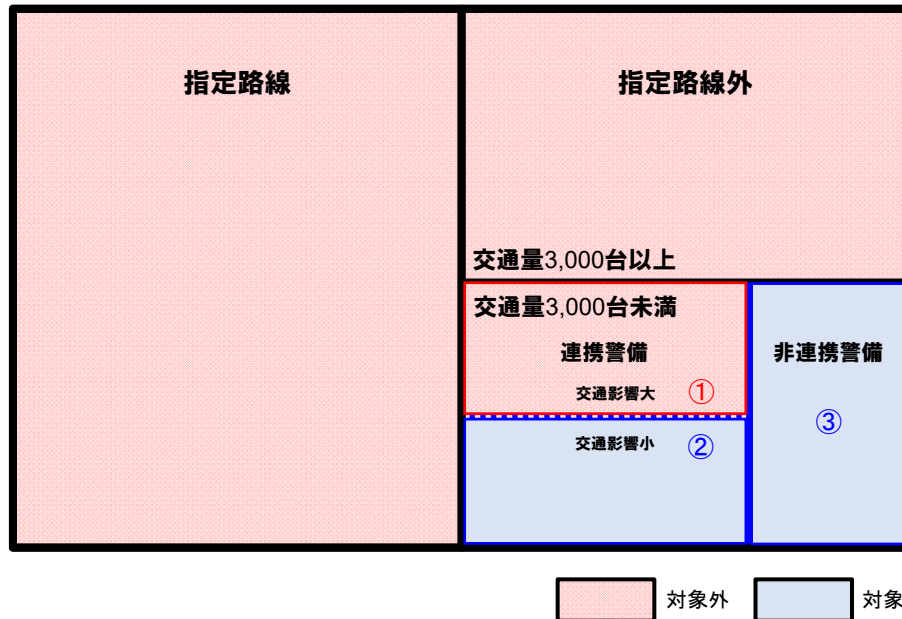
	日付	警備業者名	確保できなかった理由
1			
2			
3			

参考資料

(自家警備の試行要領について)

- 自家警備の対象範囲
- 自家警備の対象路線区間(令和2年10月時点)
- 自家警備の配置に関する留意事項
- 自家警備の試行要領について「Q&A」

自家警備の対象範囲



■指定路線

静岡県公安委員会が、交通量及び事故発生率を勘案し、交通誘導警備業務において、交通誘導員のうち一人は交通誘導員A（警備業者の警備員で、交通誘導警備業務にかかる一級または二級検定合格警備員）の配置を求める路線。

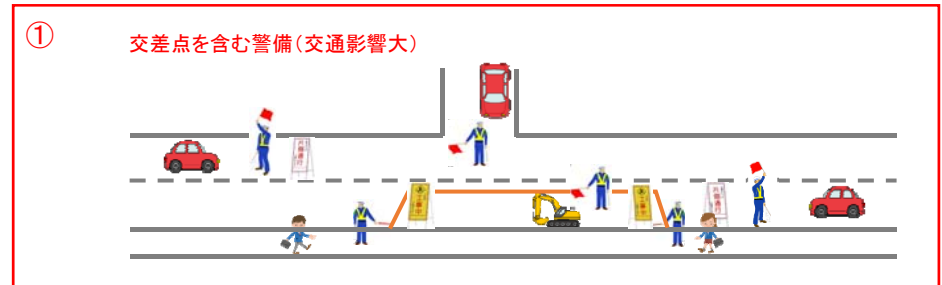
指定路線は現在39路線あり、その指定区間は県内全域。（令和2年10月現在）

■交通量（3,000台）

「全国道路・街路交通情勢調査」の昼間12時間自動車類交通量。

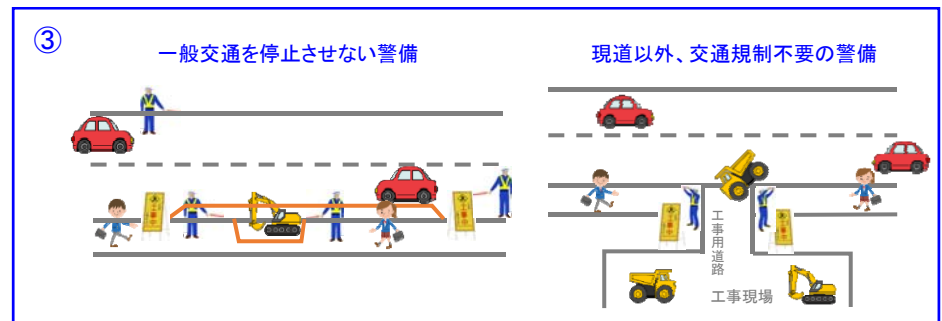
■連携警備

交差点、片側交互通行等、一般交通を停止させるなどの規制を行うため、無線機等による連携が必要な警備

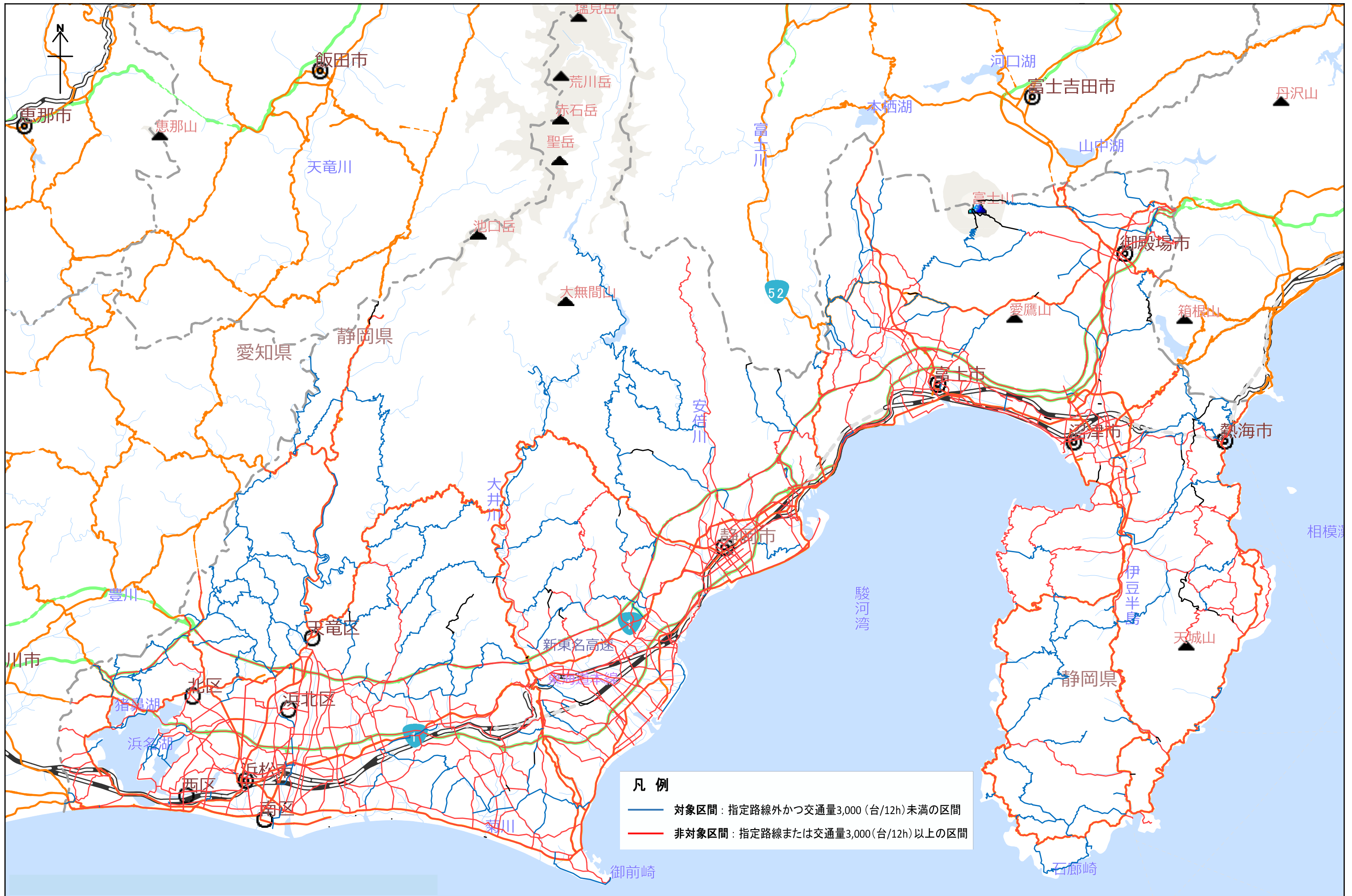


■非連携警備

誘導関係の業務で連携が不要な交通規制の警備



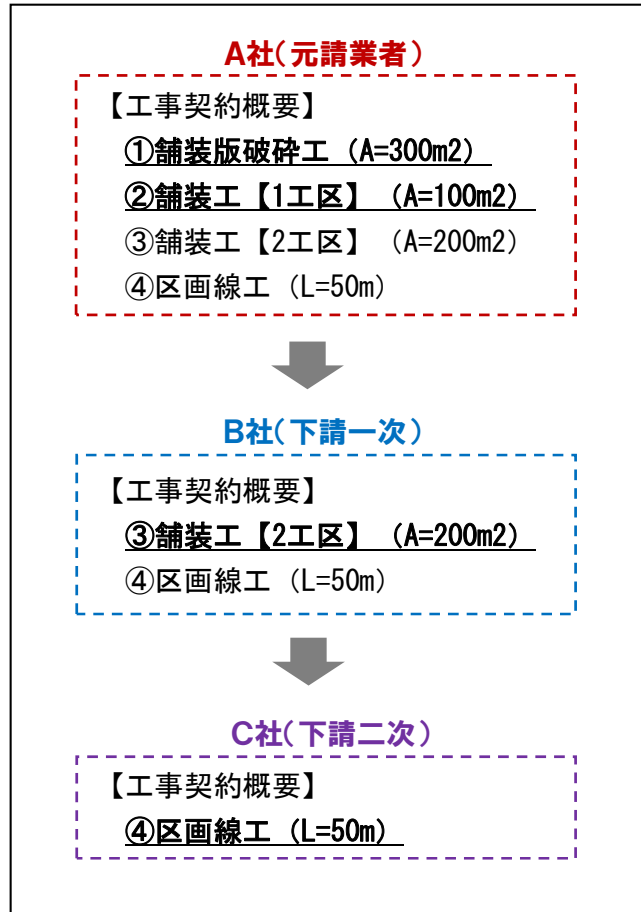
自家警備の対象路線区間 (令和2年10月時点)



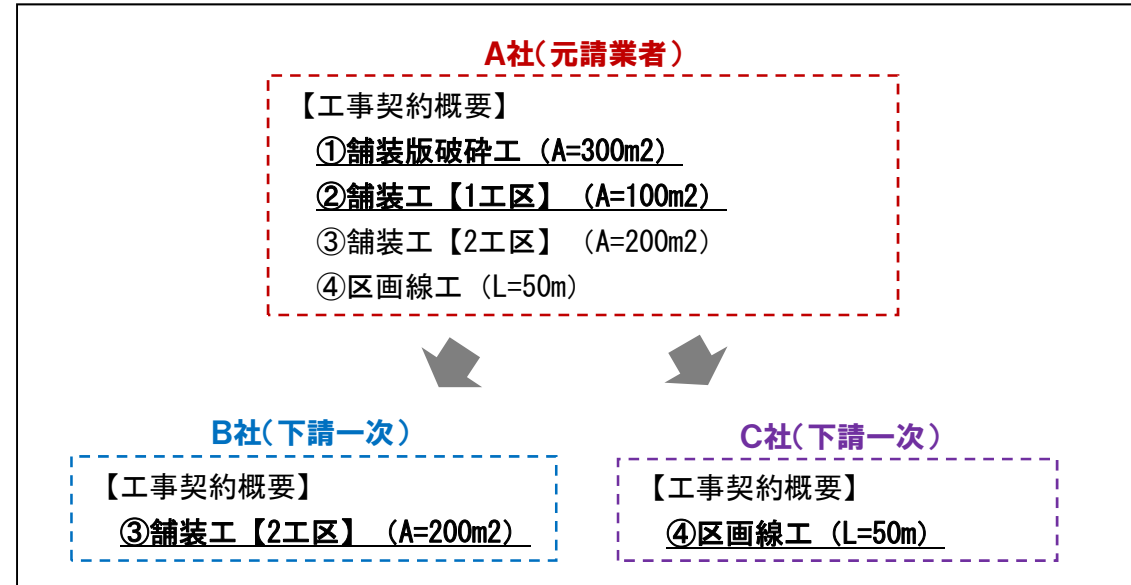
自家警備の配置に関する留意事項

自家警備とは、契約工事内容(下請契約も含む)の作業を行う従業員の安全確保のために、当該工事受注者の従業員が行う交通誘導業務である。

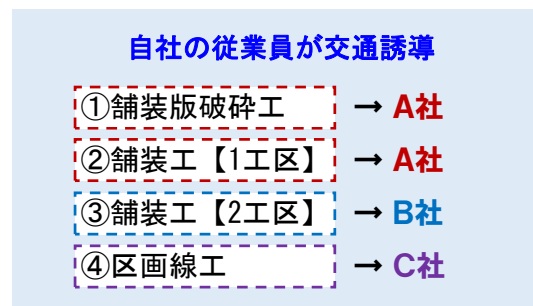
ケース1: 一次下請業者が二次下請業者まで契約



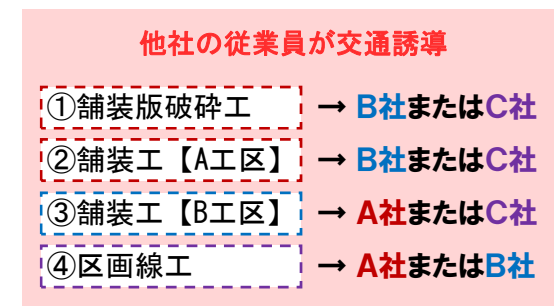
ケース2: 2社の一次下請業者にそれぞれ契約



自家警備が可能



自家警備が不可能



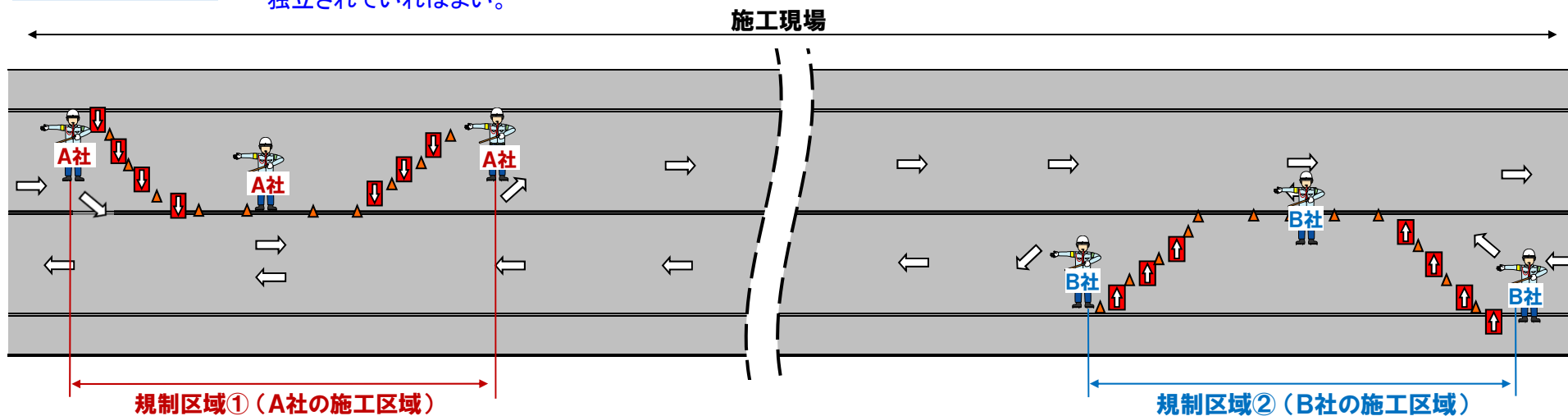
⇒ 労働者派遣法違反の恐れあり

※本資料は、基本的な考え方をまとめた参考資料である。自家警備を行う際は、本資料で挙げたケース以外の施工体制も想定されることから、監督員と事前に協議を行ったうえで、適切に実施すること。

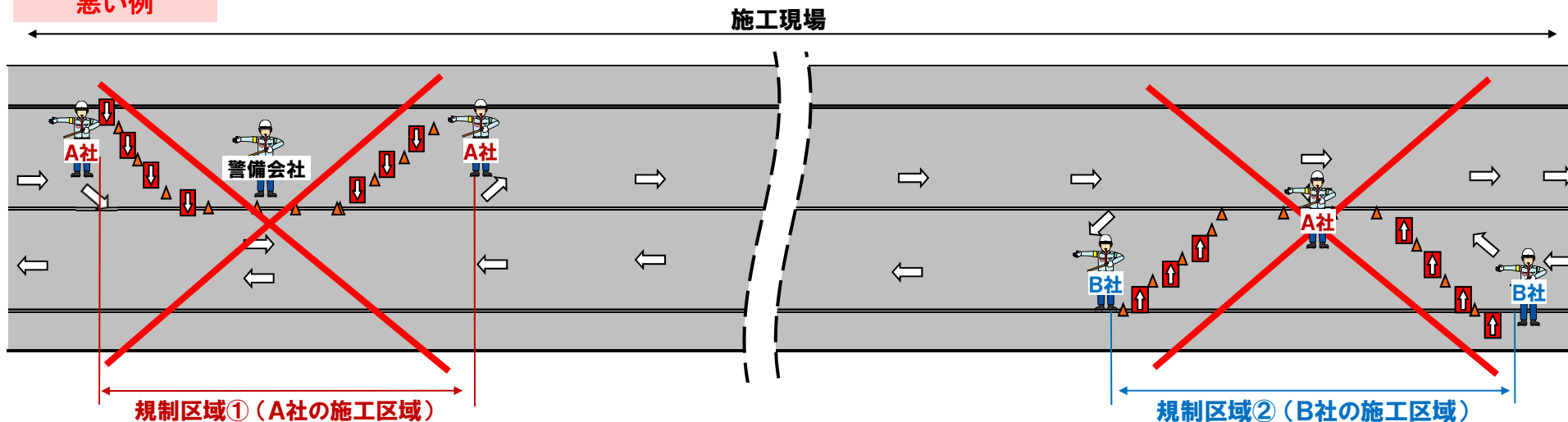
同一規制区域では、同一の業者で交通誘導を行わなければならない。(労働者派遣業法違反となる恐れあり)

良い例

同一施工現場で複数の会社(警備会社や建設会社)が交通誘導を行っても、規制区域毎に分担し、指揮命令系統が独立されていればよい。



悪い例



同一規制区域に警備会社と建設会社が混在し、指揮命令系統が独立していない。

同一規制区域に複数会社が混在し、指揮命令系統が独立していない。他社の従業員が自家警備を行っている。

自家警備の試行要領について「Q&A」

Q1 自家警備を行う際、「元請 A 社の施工現場では A 社が交通誘導を行い、下請 B 社の施工現場では B 社が交通誘導を行う」のが困難なため、全て元請 A 社で交通誘導を行いたいのが問題はあるか。

A1 自社の施工現場の自家警備に他社の従業員を配置した場合、労働者派遣法違反に該当する恐れがあります。労働者派遣法違反となると、罰則が適用されます。

Q2 同時に同箇所複数工事が施工される現場では、どの施工業者の従業員を自家警備として配置すべきか。

A2 主たる工事の業者で自家警備を行うことが考えられます。いずれの場合も、労働者派遣法に抵触しないよう留意してください。

Q3 交通誘導安全講習会は、一度受講すれば以後は受講する必要はないか。（受講証明書に有効期限はあるか。）

A3 更新のための講習を予定していますが、内容については現在検討中です。受講証明書の有効期限についても検討中ですが、概ね3年間を想定しています。

Q4 交通誘導安全講習会は次年度以降も開催する予定はあるか。

A4 毎年の開催を予定しています。詳細は（一社）静岡県建設業協会にお問い合わせください。

Q5 警備業者3社へ照会して交通誘導警備員が確保できなかった場合に、他の確保できる警備業者を探す手段はないか。

A5 （一社）静岡県警備業協会から人員確保が可能な警備業者（協会員）について情報が得られる場合があります。3社に照会したうえで確保できなかった場合は、「自家警備の理由書」の1から8の情報を記した書面により、（一社）静岡県警備業協会へお問い合わせください。

Q6 確保できなかった理由に、警備会社の見積単価が設計単価と乖離していた場合も含まれるのか。

A6 大きな乖離があった場合には理由として考えられますが、担当監督員にも確認してください。

Q7 自家警備を行う際の服装に決まりはあるか。

A7 特に決まりはありませんが、交通誘導の安全確保のため、他の作業員と区別ができるような服装（腕章やベスト等の着用）で行ってください。ただし、警備員や警察等と混同されるような服装は控えてください。

Q8 特記仕様書は全ての工事に添付するのか。

A8 工事の施工に伴い、一般交通の安全誘導のために交通誘導警備員の配置が必要な工事に添付してください。

自家警備の試行に関する特記仕様書

本工事は、土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）の定めにより、一般交通の安全誘導が必要な箇所において交通誘導員の配置が必要な工事であり、警備業者の警備員が必要人数確保できない場合に限り、下記の条件を満たす時に「自家警備」を実施することができる。

（定義）

第1条 自家警備とは、当該工事を受注した建設業者の従業員が行う交通誘導業務である。受注した工事の一部を下請契約した場合、元請業者の施工現場では元請業者の従業員が自家警備に従事し、下請業者の施工現場では下請業者の従業員が自家警備に従事しなければならない。

（ひっ迫証明）

第2条 受注者は、交通誘導警備員の確保に努めた結果、やむを得ず必要人数の確保に至らなかった場合には、ひっ迫証明として「自家警備の理由書」を監督員に提出し、承諾を受けることで自家警備を実施することができる。

（対象工事）

第3条 自家警備の対象工事は、「指定路線外」かつ「昼間 12 時間自動車類交通量 3,000 台未満の路線区間（交通量は最新の全国道路・街路交通情勢調査による）」のうち、次の（1）、（2）いずれかの交通誘導を行う工事とする。

（1）非連携警備

（2）連携警備のうち、交通に及ぼす影響が少ない（交差点を含まない等）区間で実施する交通誘導

※非連携警備：無線機等による交通誘導員の連携を必要としない警備

※連携警備：交差点、片側交互通行区間等、一般交通の停止等を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備

（資格要件）

第4条 自家警備を行う交通誘導員は、次の（1）、（2）いずれかの要件を満たすものとする。

（1）交通誘導警備業務検定1級又は2級合格者

（2）静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会の受講者

（積算の取扱い）

第5条 自家警備を行う交通誘導員の労務単価は「交通誘導警備員B」とする。

（その他）

第6条 その他詳細は「自家警備の試行要領」による。

自家警備の理由書

次の公共工事において交通誘導警備員の確保に努めましたが、警備会社から確保ができませんでした。ついては、やむを得ず自家警備で安全を確保して公共工事を行いますので、理由書を提出します。

1. 工事名：
2. 箇所名：
3. 道路使用の目的：
4. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
5. 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（時間： 時 分～ 時 分）
6. 規制内容：
7. 必要な人員： 名
8. 交通誘導警備員の確保に関する聞取り状況

	日付	時間	警備業者名	担当者	連絡先	確保できなかった理由
1	○月○日	10:00	A 警備（株）	○○	054-000-0000	人員の不足
2	○月○日	14:00	（株） B	○○	054-000-0000	短期契約では不可（長期契約は可）
3	○月○日	14:30	（株） C	○○	055-000-0000	遠隔地のため対応できない

9. （一社）静岡県警備業協会への情報提供依頼による聞取りの有無：[有 ・ 無]

10. 自家警備の従事者

	施工業者名	氏 名	資格または受講歴	検定合格証明書または 受講証明書
1	（株） A 建設	○○ ○○	交通誘導警備業務検定 2 級	H29.10.1 静岡県第 000 号
2	（株） A 建設	○○ ○○	○○協会主催の交通安全講習会	R2.12.20 発行
3	（株） B 組			
4	（株） B 組			

※検定証又は受講証の写しを添付します。

受注者
住 所
会社名

(参考様式)

警備業者に関する情報提供依頼

令和 年 月 日

一般社団法人静岡県警備業協会事務局 御中

会社名： _____

代表者名： _____

下記のとおり、工事箇所の交通誘導業務について警備業者3社へ聞取りを行った結果、必要となる交通誘導警備員の人数を確保できませんでした。対応可能な警備業者について情報がありましたら、当社までご提供願います。

記

1. 工事名：
2. 箇所名：
3. 道路使用の目的：
4. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
5. 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
(時間： 時 分～ 時 分)
6. 規制内容：
7. 必要な人員： 名
8. 交通誘導警備員の確保に関する聞取り状況

	日付	警備業者名	確保できなかった理由
1			
2			
3			